

第199回
かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第13号

令和2年12月4日かすみがうら市農業委員会告示第13号をもって、令和2年12月10日(木)
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第199回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

令和2年12月10日(木) 午後2時00分開会
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1番 栗山 千勝	2番 塚本 勝男	3番 海東 功	4番 外塚 孝雄
5番 塚本 茂	6番 飯田 敬市	7番 貝塚 光章	8番 井坂 孝雄
9番 谷中 昌	10番 中山 峰雄	11番 鈴木 良道	12番 久松 弘叔
13番 市川 敏光	14番 栗原 進一	15番 欠 員	

4. 欠席委員

なし

5. 説明のため出席した者

事務局長 大久保 定夫 係長 横田 桂明
主任 松澤 智之

6. 議事録署名委員

6番 飯田 敬市 7番 貝塚 光章

7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について
報告第37号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第38号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
- ⑤ 議案審議について
議案第76号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について
議案第77号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第78号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第79号 現況証明願の交付決定について
議案第80号 農地法第5条の規定による許可の取消願いについて
議案第81号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第82号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)
議案第83号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について
- ⑥ その他

8 閉会

午後2時44分開会

	に至りました。野菜を作付けする計画です。 以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件は満たしていると考えます。委員の皆様の更なるご審議の程、よろしくお願いいたします。
議 長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議 長	これより、議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号1番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号2番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号3番、番号4番については、譲受人が同一で、申請地も近接地ですので、一括審議といたします。番号3番、番号4番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
11番 鈴木委員	これ●●●●●ですよ。これ農業法人かなんかですか。
事務局	●●●●●については、農地所有適格法人になります。
11番 鈴木委員	さきほど説明の方が、野菜を作ると言いましたが、どういう物を作っている会社なんですか。
事務局	●●●●●につきましては、常総市の方でも農地所有適格法人として認められておりまして、常総市のほうでは、ハウレンソウの作付けを行っているという話です。
11番 鈴木委員	実は、これ●●●の前なんです。それで老人ホームか何かをやると聞いたんですが、買った会社が老人ホームをやると聞いたもんですから。ご質問したのですが。
事務局	●●●●●ですが、提出されている法人登記簿を見る限りでは、農畜産物の生産加工販売、農業用資材の輸入、販売、飼料及び肥料の製造及び販売、農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営ということで登記されておりまして、老人ホームということでの計画はないようです。
11番 鈴木委員	わかりました。私、老人ホームをやると聞いたもんですから。
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番、番号4番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号3番、番号4番は、原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長	「議案第76号農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」は、原案のとおり許可すること決定いたします。
議 長	次に「議案第77号農地法第4条の規定による許可申請について」上程いたします。事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)
議 長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
4番 外塚委員	それでは、説明いたします。 番号1番、図面番号1番も併せてご覧ください。 申請地は●●●小学校から約1200m北西に位置する田1筆になります。こちらは、第2種農地と判断しました。現況は、既に牛舎が建てられており始末書が添付されております。申請人は今回現況に合わせて地目を是正したいと考え、今回の申請に至りました。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。
議 長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議 長	これより、議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号1番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	「議案第77号農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、「議案第78号農地法第5条の規定による許可申請について」上程いたします。事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)
議 長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
5番 塚本茂委員	それでは説明いたします。 番号1番、図面番号2番も併せてご覧ください。申請地は国道6号線の●●●十字路から300m北西に位置する畑2筆になります。こちらは、第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業のため、今回の申請に至りました。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。 続きまして、番号2番になります。図面番号3番も併せてご覧ください。 申請地は●●●地内のY字路から約200m南に位置する畑1筆になります。こちらは、第2種農地と判断しました。申請人は太陽光発電事業のため、今回の申請に至りました。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。 続きまして、番号3番になります。図面番号4番も併せてご覧ください。 申請地は●●の集落センターから約100m西に位置する畑になります。こちらは、

	<p>第2種農地と判断しました。現地は、既に駐車場などで利用されており始末書が添付されております。申請人は、住宅敷地のため今回の申請に至りました。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。</p> <p>以上、委員の皆様の更なる審議の程よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
議 長	<p>これより、議案審議に入ります。</p> <p>番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号1番は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号2番は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号3番は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>「議案第78号農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、「議案第79号現況証明願の交付決定について」上程いたします。</p> <p>事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議 長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。</p> <p>事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
5番 塚本茂委員	<p>それでは、説明いたします。</p> <p>番号1番、図面番号5番も併せてご覧ください。</p> <p>申請地は、●●●●小学校から約200m北東に位置する畑1筆になります。こちらは20年以上前から原野化しており、現在に至っていることから証明しても問題ないと判断しました。</p> <p>続いて番号2番、図面番号6番も併せてご覧ください。申請地は●●●●支所から約270m東に位置する畑1筆になります。こちらは、35年以上前から宅地で利用されており、現在に至っていることから、証明しても問題ないと判断しました。</p>

	以上、委員の皆様の更なる審議の程よろしく申し上げます。
議 長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議 長	これより、議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号1番は、原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号2番は、原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	「議案第79号現況証明願の交付決定について」は原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	次に、「議案第80号農地法第5条の規定による許可の取消願について」上程いたします。
議 長	事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)
議 長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
5番 塚本茂委員	それでは説明します。函面番号7も併せてご覧ください。 番号1番は、令和元年8月19日付で牛舎建設に伴う5条の転用許可がされた土地です。今回申請者の意向により牛舎の建設箇所が変更されることから許可の取消願いが提出されました。現地を調査し、転用行為がされていないことが確認できましたので、許可の取消を行っても支障はないと判断しました。 以上、委員の皆様の更なる審議の程よろしく申し上げます。
議 長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議 長	これより、議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可を取り消すことに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号1番は、原案のとおり許可を取り消すことに決定いたします。

議 長	「議案第80号農地法第5条の規定による許可の取消願について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、「議案第81号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程します。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、説明いたします。 8ページをご覧ください。今回利用権の設定は、全体で63件、面積は166,747㎡です。内訳は新規40件、再設定が23件で主な作付け作物は水稻・レンコン・野菜です。農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。以上です。
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第81号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第81号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、「議案第82号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」上程します。 事務局より議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは説明いたします。 19ページをご覧ください。茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画が10件、面積が37,748㎡です。計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上です。
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第82号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第82号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、「議案第83号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」上程します。 事務局より議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、説明いたします。23ページをご覧ください。 市長より、令和2年11月26日付けで農用地利用配分計画案の意見が求められています。計画案につきましては、茨城県農林振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画案が19件、面積37,748㎡です。 番号1番から15番については、議案第82号の番号1番から8番の配分計画案になります。これについては、既に農地中間管理機構と茨城県との協議が了しており、当総会で可決されると認可される流れになります。 また、番号16番から19番については、議案第82号の番号9番及び10番の中間管理権を得るための内容となります。これにより管理権を得た農地中間管理機構が農用

	<p>地利用配分計画を定め、県知事が認可し公告することにより、新たに受け手に農地を貸し付ける手続きの流れになります。以上です。</p>
議 長	<p>事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第83号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、「議案第83号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議案審議は終了しました。</p> <p>その他、農業委員さんから、何かありましたらお願いします。</p>
議 長	<p>次に、来月の総会は、1月12日(火)午後2時から予定しております。なお、次回の事前調査員は、飯田敬市委員、貝塚光章委員、井坂孝雄委員です。日時は、1月5日(火)午前9時から、霞ヶ浦庁舎大会議室といたします。</p> <p>よろしくお願ひ致します。</p>
議 長	<p>他に事務局からありますか。</p>
事務局長	<p>①農業委員会活動記録セットの配布。1月から記録簿として活用。</p> <p>②2021年版農業委員会手帳の配布。1月から身分証明書を差し替えて活用。</p> <p>③全国農業会議所から、カレンダーの配布。</p> <p>④1月12日の総会終了後、農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の開催。</p> <p>⑤県南地区の各市町村農業委員会総会の運営状況報告。かすみがうら市は、引き続き、農業委員は全員参集、推進委員は出席を求めないこととする。</p>
議 長	<p>以上を持ちまして、第199回総会を閉会いたします。</p> <p>慎重審議大変ご苦勞様でした。</p>

かすみがうら市農業委員会会議規則第16条第2項により署名する。

かすみがうら市農業委員長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

--	--